

【8】サンガの形成

[0] 学界の一般的な見解は、僧院の建設に伴う集団的定住がサンガの形成を促したということになっていることはすでに述べた。そしてそれは、「仏弟子の数が増加し、また厳しい頭陀行に耐えられなくなった者を誘引するためにも、独住から共住の集団生活へ移行せざるをえなくなった」⁽¹⁾ というような論調に見られるとおり、サンガは外的偶発的要因によって、あるいは墮落の結果として形成されたということになる。しかしながら果たしてそうであったのであろうか。この節ではこのことを検証してみたい。

(1) 早島「最初期仏教の修行道」（『大倉山論集』第29輯）pp.034～035

[1] そもそも上記のような一般的な見解は「サンガ」というものをどのように理解しているかが問題である。サンガが成り行きによって自然に形成されたと考えることは、とりもなおさずサンガを単なる「集団」と考えている証拠であるが、それは間違っているといわなければならない。

[1-1] ‘saṃgha’ という語は、saṃ「共に、一緒に、集まる」という意味を持つ接頭語と、+√hr「運ぶ、持ってくる」という意を表す動詞からできた言葉であるから、「共に運営する集団」を原義とする。この言葉は、釈尊時代には「商工業者の組合」とか、（君主制ではない）「共和制の政体」をさすことばとして用いられていた。すなわちサンガ（saṃgha）という語は次の2つの内容を持つ言葉ということができる。

(1) 自然に形成された単なる集団ではなく、共通の目的を有する組織体としての集団であること

(2) 成員の意思が尊重される民主的な集団であること

このように「サンガ」は、民主的に運営される組織的集団のことであるから、必然的にその運営規則が伴わなければならない。いやむしろ運営規則が定められている組織的集団であるからこそ「サンガ」と呼ぶのである。そして仏教のサンガにとっては、この運営規則を集めたものが、「経分別」と並ぶ律蔵を構成する2つの要素のうちの1つの「韃度」である。

[1-2] そしてこの「律蔵」に規定される仏教のサンガのもっとも厳密な定義は、「羯磨を行いうる状態にある比丘あるいは比丘尼の集団」ということができる。「羯磨を行いうる状態にある」というのは、この羯磨を行う時点において、一定の区域を「界（sīmā）」とすることを羯磨によって決定したその区域内に住している、羯磨に出席する権利を有する比丘あるいは比丘尼のすべてが出席するかあるいは委任状を提出しており、出席する権利のない者が出席していないということである。そして羯磨というのはサンガの意思を会議によって決定する行為のことであるから、その議決要件も、議題の種類による議決の方法も細かく規則として定められている。

このように本来「サンガ」はすぐれて組織的なものなのであるが、この羯磨は通常1つの地域において集団生活している比丘あるいは比丘尼のグループによって行われるから、慣用的に、比丘・比丘尼の「生活共同体」を表す時にも用いられるのである。

このようにサンガはゲゼルシャフト的な集団であって、ゲマインシャフト的な集団ではな

いから、決して仏教の出家修行者が定住的な集団生活を始めたことによって、自然形成的に形成されたものではなく、仏教を安定的に発展存続させ、仏道修行に資するという目的のもとに、自覚的に形成された組織的な集団であるという大前提を忘れてはならない。

[2] それではこのような意味をもつサンガは何時の時点に形成されたと考えるべきであろうか。

[2-1] それはすでに釈尊が遊行されたかということを検討した【1】において考察したように、運営規則をもつ組織的な正式のサンガは受具足戒が「白四羯磨」によって与えられる制度が制定された時に成立したと考えるべきであろう。

先に述べたように「サンガ」の厳密な定義は、「羯磨を行いうる状態にある比丘あるいは比丘尼の集団」であって、したがって「サンガ」成立の時点は「羯磨」という集団の意思決定方法が定められた時点と言い換えることができる。それではさまざまにある「羯磨」⁽¹⁾の始まりはいつかということになるが、それは羯磨に参加するサンガの成員を羯磨によって決定するという白四羯磨具足戒法が制定された時以外には考えられない。要するに、羯磨はその会議に出席して議決に参加できる資格規定がしっかりしており、その要件を満たした者を成員として認定する制度が確立しているからこそ行いうるのであるから、構成員資格とその入団規則の確立＝羯磨執行＝サンガの成立という三者は一体でなければならないということである。我々が組織的な会を作ろうとする時には、まず会則の草案を作るが、その会則にはまず会員資格が定められ、次に会議とその議決方法が定められるということを考えれば、羯磨が会員の資格認定に相当する具足戒に適用される以前に、他のものに適用されるということはある得ないことが分かるであろう。

ところで『パーリ律』は、はじめこの白四羯磨具足戒法を2人 (duvagga) あるいは3人 (tivagga) による衆 (gaṇa) をもって行うこともあったので、10人もしくは10人を超える衆によって (dasavaggena vā atirekadasavaggena vā gaṇea) 行うべしと改訂されたとしている⁽²⁾。しかし『五分律』ははじめ4人から9人までで行うことがあったので十衆に改訂されたとし⁽³⁾、『四分律』『十誦律』ははじめから十衆白四羯磨であったとする⁽⁴⁾。

ところでこのように10人以上と定められた授具足戒羯磨と、おそらくこの後に制定されたのであろうが、20人以上と規定される僧残罪の出罪羯磨以外は、その他のすべての羯磨を行うに必要な最低人数は4人である⁽⁵⁾。このような通常の羯磨を行いうる4人以上という規定がどのように制定されていたのかということはさらに詳しい検討を加えなければならないが、会議を開いて議事を決定する最低必要数は、議長+3人というのはごく自然であるから、もともと不文律的に4人であったものが、後に規定化されたのかも知れない。このように考えると、『五分律』がいうように授具足戒羯磨も初めは4人以上の構成員によって行われていたが、サンガ入団審査のような重要な議題はより慎重に、またより多くの人数の同意を得た方が望ましいということで、10人以上を必要とするように改められたと考えるのが自然であろう。

また『パーリ律』においては授戒羯磨を行う組織を saṃgha とはいわずに gaṇa としている。羯磨を行うのはサンガでなければならないはずであって、ここになぜ gaṇa というのかは悩ましい問題であるが、おそらく授具足戒羯磨は界に住している比丘あるいは比丘尼の全

員を出席させる必要はなく、特段の規定はないのであるが、おそらくこの重要な会議に出席すべき比丘あるいは比丘尼は、例えば法臘 10 歳以上などという経験を積んだ者が望ましいなどと考えられたからではないであろうか。そのために授具足戒羯磨には「界」の中に特別に「戒壇（小界）」が設けられ、そこで行うことになっているのであって、その戒壇（小界）の中で 10 人以上の「衆」によって行う白四羯磨は、羯磨を行いうる条件を満たしている、すなわちサンガが成立していることになるのである⁽⁷⁾。

- (1) 羯磨はサンガとしての意思・行動を意味し、個人的な意思・行動は「業」と訳される。羯磨には 101 あるとされる。失訳『大沙門百一羯磨法』（『十誦律』系統 大正 23 p.489 上）には、次のような羯磨が上げられているが、101 を網羅していないし、うまく整理されているとも言いがたい。捨界羯磨、結内界羯磨、結外界羯磨、結不失衣（界）羯磨、僧伽婆尸沙懺悔法、波利婆沙（別住）羯磨、波利婆沙磨那埵羯磨、波利婆沙出罪羯磨、摩那埵出罪羯磨、本治羯磨、本治出罪羯磨、偷羅遮懺悔法、四悔過悔法、伽絺那衣法、亡道人物羯磨、與看病人衣物、狂癡羯磨、自恣羯磨である。
- (2) vol. I p.058
- (3) 大正 22 p.111 中
- (4) 大正 22 p.799 下、大正 23 p.148 中
- (5) 後に辺地においては授具足戒は 5 人以上で行ってよいという規定もできた。
- (6) 普通専任講師以上の構成員によって行われる教授会が、例えば教授昇格を議題とするような時にはその出席者は教授以上に限定され、その議決は当該学部の議決となるという事例に似ている。

[2-2] 上記のように運営規則をもつ組織的な正式の「サンガ」は、サンガを構成する比丘⁽¹⁾の資格を付与する手続きが羯磨によってなされるべきであるという白四羯磨授具足戒規則が制定された時に成立した。しかしながらそれ以前に祖型としてのサンガはすでに形成されていた。釈尊は仏弟子たちが仏教において出家修行する希望を有する者たちを、三宝に帰依することを誓わせることによって、自分の弟子とすることを許されており、この時点にすでに師と弟子によって構成される、筆者のいう「仏弟子を上首とする比丘サンガ」の原型は形成されていたからである⁽²⁾。また釈尊が直弟子たちに仏・法・僧の三宝に帰依させることによって彼ら自身の弟子を取ることを許されたということは、「釈尊のサンガ」への入団許可権を直弟子たちに委ねられたということの意味し、したがって仏・法・僧の三宝に帰依することをロイヤリティーとする「釈尊のサンガ」の祖型もすでにこの時点に形成されていたことになる。

すなわち釈尊にははじめからすべての仏教の出家修行者たちを直接自分が指導する中央集権的な組織を作り上げるという意味はなく、それぞれの集団はそれぞれが自主的に運営されるべきであるという、基本的な方針を持っておられたということの意味する。したがってこの時点ですでに釈尊には、「釈尊のサンガ」は筆者のいうようなフランチャイズ・チェーン店のな緩やかな組織体にするというイメージがあったということになる。

しかしながらその時点では、比丘あるいは比丘尼として出家させるための、例えば年齢や肉体的・社会的、あるいは両親の許可を要するなどの要件も、出家させてから師匠たる者は弟子をどのように指導するべきかというシステムも定められていなかった。そこで仏弟子たちは恣意的・個人的な判断によって、本来は出家させるべきでないような人物を出家させたり、出家させただけでその後の面倒を見ないなどという不都合が生じたので、世間から非難

が沸き起こることになった。そのために和尚と弟子の制度が制定され、それが白四羯磨具足戒法の制定にも繋がって、その結果正式な「サンガ」が形成されることになったのである。そしてそれと同時に正式な「釈尊のサンガ」も形成されたのであって、この正式な「サンガ」が形成された時には、この正式な「釈尊のサンガ」へのロイヤリティーは、これから徐々に整備されていく経分別やサンガ運営の規則などを遵守するというに代えられ、三宝帰依は沙弥・沙弥尼としての資格要件となったのである。そしてこの「釈尊のサンガ」たらしめるロイヤリティーたる規則の遵守をシステムティックに機能させるために、布薩や雨安居・自恣の制などが制定され、遊行も慣習法化されたのである。

このようにサンガはきわめて大きな構想のもとに作り上げられたのであって、たまたま僧院ができて、そこで定住的な集団生活が始まったから形成されたというようなものではないことは明かである。また僧院建設という面からいえば、むしろ和尚と弟子の制が制定され、白四羯磨具足戒法によってサンガが形成され、このサンガを運営していくためのさまざまな羯磨や布薩などの行事を行う上から必要になったのである。

- (1) 後には比丘尼も許されたが、この時点では女性の出家は許されていない。詳しくは「モノグラフ」第10号に掲載した【論文10】「*Mahāpajāpatī Gotamī*の生涯と比丘尼サンガの形成」を参照されたい。
- (2) 佐々木教悟氏の「仏教における僧伽の基本的理念について」（『仏教学セミナー』18 1973.10.30）p.023には、「五比丘の帰依があって、初めて仏教の僧伽が出現した」という。

[3] なおこれも通説化した見解といつてよいであろうが、他の宗教の指導者が「サンガの主 (saṃghin)」「ガナの主 (gaṇin)」「ガナの教師 (gaṇācariya)」といわれるように⁽¹⁾、原始仏教聖典においては他の沙門の集団も saṃgha とか gaṇa と呼ばれており⁽²⁾、釈尊のサンガもそのような共通の基盤にあったものとされている。しかしながら他の沙門らが集団生活をしていたとしても、これらはおそらく仏教のサンガのようなきちんとした運営規則を有する組織的な集団ではない単なる集団であって、自然的に形成されたものであろう。ジャイナ教にさえ、仏教がもっているような律蔵は存在しないからである。

また仏典に出るアーララ・カーラマやウツダカ・ラーマプッタの集団や、三迦葉の集団、あるいは舍利弗や目連が所属していたとされるサンジャヤの集団にも、それが組織的なものであったと推測できる何の情報もない。

確かにすべての弟子を釈尊自らが善来具足戒で弟子とされ、それらの弟子たちを釈尊が直接に指導されていた時代の「仏を上首とする比丘サンガ」の原型や、そして三歸具足戒法や十衆白四羯磨具足戒法が制定された以降の、釈尊のみに特権的に許された善来具足戒で弟子を取られた筆者のいう「仏を上首とする比丘サンガ」は、そのような集団であったかもしれない。なぜなら「仏を上首とする比丘サンガ」への加入許可は釈尊の意思一つによってなされ、羯磨を行ってそのサンガの意思を決定するということもなく、したがって律蔵のサンガ運営規則を超越したものであったからである。要するに「仏を上首とする比丘サンガ」は、「仏弟子を上首とする比丘サンガ」とは性格を全く異にしていたのである。したがってこのような「サンガ」は、本来のサンガが有すべき、組織的な集団であるということと、民主的に運営されるということの2つを有していないから、厳密な意味では「サンガ」ではなく

「ガナ」と呼ばれるべきであるが、しかしこのようなものも慣例的に「サンガ」と呼ばれていたのである⁽³⁾。

なお余談であるが、六師外道などが *saṃgha* とか *gaṇa* の指導者であったといわれる以上、それらは仏教的な組織的サンガではなかったとしても、集団生活を送っていたのであろう。そしてもしこのような情報の方を信頼するとするならば、ジャイナ教の修行者もけっしてただ一人での遍歴は行っていなかったということにもなる。おそらくその集団は、鹿野苑の初転法輪によって5人の比丘が釈尊の弟子になったときに、『パーリ律』が「時に世尊は施物を食しつつ、法を説いてその余の比丘を教誡教授された。3人の比丘は乞食に行き、その得たところによって6人が住した」⁽⁴⁾ といい、『四分律』が「時に2人が波羅捺城に乞食に行っているときには、世尊は3人のために説法して、2人が乞食して得たものを6人が共に食し、もし2人に説法しているときには3人が乞食して、3人が得たところのものを6人が共に食した」⁽⁵⁾ というようなものであったのではないかと思われる。

(1) *DN.02 Sāmaññaphala-sutta* (vol. I p.047 以下)

(2) (神の子アーコータカの言葉) パクダとカーティヤーヤとニガンタと、マッカリとプーラナと、これらの人々は、ガナの師であり (*gaṇassa satthāra*)、沙門としての境地に達した。(神の子ヴェータタンバリの言葉) 重んぜられていても、卑しい野干はやはり野干である。クッタカという名の野干は、決して獅子と等しいことはあり得ない。裸で、偽りを語り、集団の師となる。その行いは、いかがわしい。立派な人々に等しいものではない。
SN.002-003-010 (vol. I p.066)

サンガを持ち、集団を保ち、集団の師として有名であり、名声あり、開祖で、立派な修行者であると、多くの人々に認められている修行者・バラモンたちがいます。……六師外道
SN.003-001-001 (vol. I p.068)

(3) 仏がサンガに含まれるか否かは古来から問題となっている。『パーリ律』では提婆達多がサンガの移譲を申し出た時に、「今や何もしないで現法樂住を専らとして住され (*apposukko dāni bhante bhagavā diṭṭhadhammasukhavihāraṃ anuyutto viharatu*)、比丘サンガを自分に付嘱してください」(*Vinaya* 「破僧健度」 vol. II p.188) と言ったとされ、コーサンビーの破僧比丘たちは「何もしないで現法樂住に住して安樂に過ごしてください (*apposukko diṭṭhadhammasukhavihāraṃ saṃyutto viharatu*)。この訴訟・討論、争論・諍論は私たちのものですから」(*Vinaya* 「コーサンビー健度」 vol. I p.337) と言ったとされている。この「現法樂住」は仏をサンガのメンバーから一時的にはずすということを意味するかも知れない。もしそうだとすれば、「仏を上首とするサンガ」も正規の意味のサンガといってよいのかも知れない。

(4) p.013

(5) 大正 22 p.789 上